

嘉麻市老朽空家等の適正管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、嘉麻市老朽空家等の適正管理に関する条例（平成27年嘉麻市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(情報提供)

第2条 条例第5条による情報提供については、老朽空家等に関する情報提供書（様式第1号）を市長に提出する方法又は口頭その他の方法により行うことができるものとする。

(立入調査)

第3条 条例第6条第4項の規定による通知は、立入調査実施通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 立入調査は、老朽空家等の敷地に立入り、原則として外観目視調査及び施錠確認調査により行うものとする。ただし、外観目視調査のみで調査の目的を果たせない場合は、当該老朽空家等の内部に立入り、柱や梁等の状況の確認をすることができるものとする。

3 立入調査は、条例の施行に必要な限度において行うものとし、老朽空家等の状態等の確認については別表第1及び別表第2により行うものとする。

4 条例第6条第5項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第3号）とする。

(助言又は指導)

第4条 条例第7条の規定による助言は、当該老朽空家等の所有者等に対し、原則として口頭により行うものとする。

2 当該老朽空家等の所有者等に対する条例第7条の規定による指導は、指導書（様式第4号）により行うものとする。

(勧告)

第5条 前条の規定により助言又は指導を受けた者に対する条例第8条の規定による勧告は、勧告書（様式第5号）により行うものとする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係） 老朽家屋不良度評定基準

所在地	調査日	調査員
嘉麻市	年 月 日	

評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点
① 構造一般の程度	基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	50
		イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
	外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
② 構造の腐朽又は破損の程度	基礎、土台、柱又は梁	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100
		イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、梁が腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数箇所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
		ウ 基礎、土台、柱又は梁の腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険があるもの	100	
	外壁	ア 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により下地が露出しているもの	15	
		イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地が露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
	屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりがあるもの	15	
		イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、垂木等が腐朽又は軒が垂れ下がったもの	25	
		ウ 屋根が著しく変形したもの	50	

③ 防火 上又は 避難上 の構造 の程度	外壁	ア 延焼の恐れがある外壁があるもの	10	50
		イ 延焼の恐れがある外壁の壁面数が3以上あるもの	20	
	屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
④ 排水 設備	雨水	雨樋がないもの	10	30

備考) 一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評点内容に
 応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

合計	点
----	---

別表第2（第3条関係）

空家危険度判定調査書

調査年月日 _____

調査員氏名 _____

【調査対象空家概要】

1. 物件の所在地 嘉麻市 _____

2. 物件の所有者 氏名等 _____

3. 物件の使用用途 住宅・倉庫・店舗併用・事務所・畜舎・その他（ ） _____

4. 物件の構造 木造・非木造（ ） 平屋・2階建・他（ ） _____

《倒壊危険調査（目視）》

項目	危険度なし	要注意	危険
建物全体	傾斜、沈下なし	傾斜・基礎・柱損壊	倒壊・一部倒壊

《飛散、落下物危険調査》

項目	危険度なし	要注意	危険
屋根、瓦	損壊、ズレなし	破損・ズレ（一部）	軒腐朽、瓦ズレ大
窓ガラス、窓枠	割れ、破損なし	割れ・破損（一部）	割れ・破損（全体）
外壁	剥離、破損なし	剥離・破損（一部）	剥離・破損（全体）
その他（ ）			

《防犯、防火調査》

項目	危険度なし	要注意	危険
扉・窓	施錠・侵入不可	開錠・侵入可能	扉、窓開放状態
建物全体	不燃材使用	不燃材一部使用	可燃材多数使用
侵入者形跡等	形跡、情報なし	情報あり	侵入形跡あり

《内観調査》（見える場合）

項目	危険度なし	要注意	危険
床・天井	異常なし	腐朽・破損 （一部）	全体腐朽、破損大
柱・内壁	異常なし	腐食・亀裂 （一部）	全体腐食、亀裂大
その他 （ ）			

《周辺環境調査》（学校・園等・公共施設・国県市道・通学路・住宅密集地等）

項目	危険度なし	要注意	危険
距離、影響度	遠い・影響ない	中ほど、影響小	近い、危険性大

【総合判定・特記事項】

危険度（ 大 ・ 中 ・ 小 ・ なし ）

緊急度（ 至急・3か月以内・6か月以内・経過観察 ）

特記事項（ ）

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

嘉麻市長 様

住 所

氏 名

連絡先

老朽空家等に関する情報提供書

次のとおり、老朽空家等に関する情報を提供します。

老朽空家等の状態	老朽空家等の場所
	≪ 地図等 ≫
≪ 備考 ≫	

※ できるだけ詳しい老朽空家等の状態をご記入ください。また、最寄りのバス停や公共建物など目印となるものを地図に記してください。

様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

嘉麻市長



立入調査実施通知書

嘉麻市老朽空家等の適正管理に関する条例第6条第3項の規定に基づき、次のとおり立入調査を実施するので、同条第4項の規定により通知します。

- 1 立入調査の対象となる老朽空家等
- 2 立入調査の日時 年 月 日（ 曜）午前・午後 時から
- 3 立入調査の趣旨及び内容

様式第3号（第3条関係）

		第 号
立入調査員証		
所 属		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">刻 印</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 5px auto; text-align: center;">(写真)</div>
職 名		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
<p>上記の者は、嘉麻市老朽空家等の適正管理に関する条例第6条第3項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。</p>		
年 月 日発行（ 年 月 日まで有効）		
嘉麻市長		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">印</div>

※証明書の大きさは、縦80mm 横100mm

様式第4号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

嘉麻市長



指 導 書

貴殿の所有する下記老朽空家等は、嘉麻市老朽空家等の適正管理に関する条例第2条第2号に規定する「特定老朽空家等」に該当すると認められました。

については、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、同条例第7条の規定に基づき指導します。

記

- 1 対象となる特定老朽空家等
所在地
用 途
所有者等の住所及び氏名
- 2 指導に係る措置の内容
- 3 指導に至った事由

様

嘉麻市長



勸告書

貴殿の所有する下記老朽空家等は、嘉麻市老朽空家等の適正管理に関する条例第2条第2号に定める「特定老朽空家等」に該当すると認められたため、貴殿に対して対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

については、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、同条例第8条の規定に基づき勸告します。

記

1 対象となる特定老朽空家等

所在地

用途

所有者等の住所及び氏名

2 勸告に係る措置の内容

3 勸告に至った事由

4 勸告の責任者

5 措置の期限 年 月 日

- ・ 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること